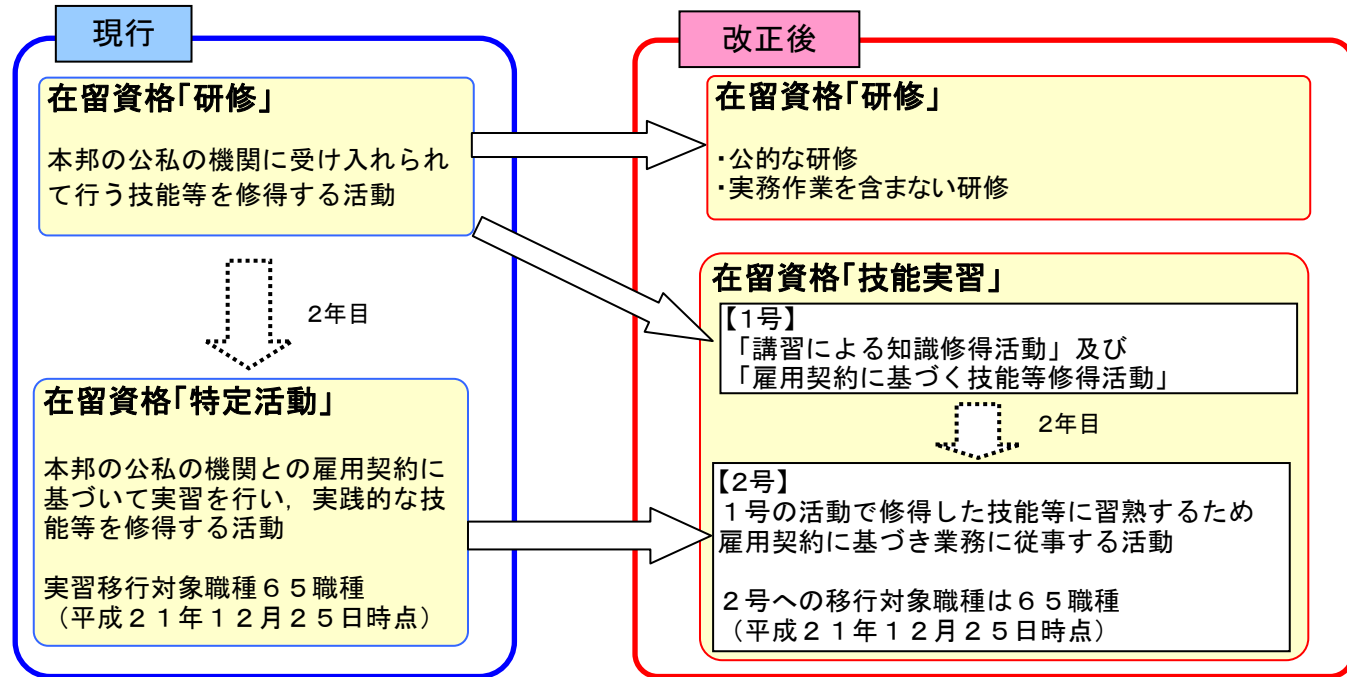


# 現行制度と制度見直し後の受入れ概要の比較



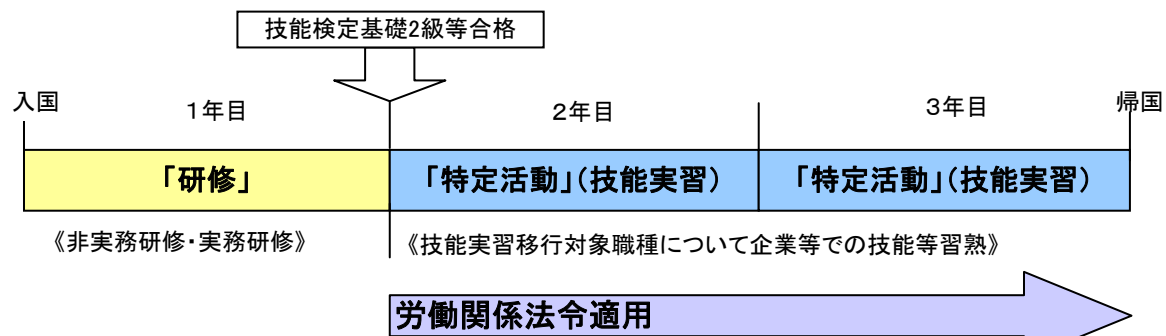
## 公的研修に該当する研修

- 国、地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら受入れ機関となる研修
- 独立行政法人国際協力機構（JICA）等の事業として行われる研修
- 国際機関の事業として行われる研修
- 我が国の国、地方公共団体、我が国の法律により直接設立された法人等の資金により主として運営される研修
- 外国の国又は地方公共団体等の職員を受け入れて行われる研修
- 外国の国又は地方公共団体に指名された者が、我が国の国の援助及び指導を受けて行われる研修で、本国において技能等を広く普及する業務に従事している場合

## 企業単独型の受入れ概要

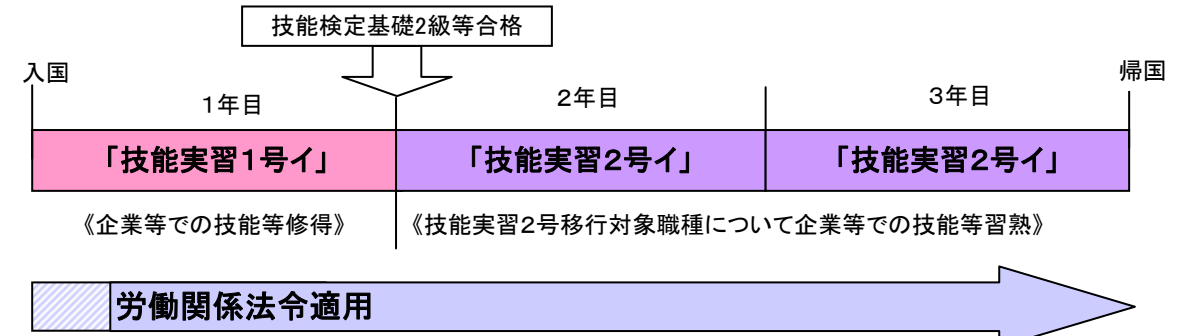
- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 「研修」における非実務研修は、研修を受ける総時間数の比率によって決まる（原則3分の1以上）

現行



- 入国当初に雇用契約に基づかない講習を実施する場合を除いて、雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用

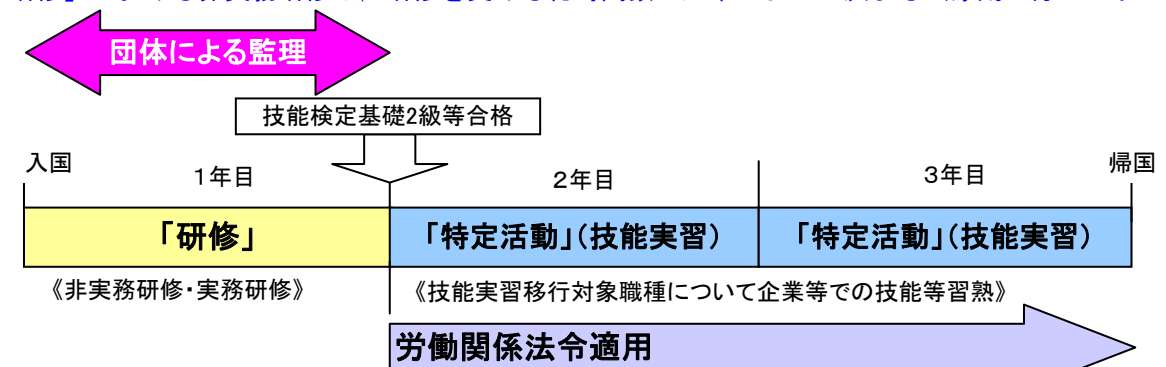
改正後



## 団体監理型の受入れ概要

- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 受入れ団体による監理は1年目の研修のみ
- 「研修」における非実務研修は、研修を受ける総時間数の比率によって決まる（原則3分の1以上）

現行



- 1年目の講習終了後から受入れ企業等との雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続

改正後

